

(仮称)長野市子どもの権利条例骨子案に対する 市民意見等の募集(パブリックコメント)結果及び 長野市子どもの権利条例(案)について

**FEEL NAGANO,
BE NATURAL**

この街で、わたしらしく生きる。長野市

1. 条例制定に向けた主な経過

時期	内容
令和6年2月 ～令和6年8月	市議会議員との勉強会を開催【計3回】 [主な内容] ・児童の権利に関する条約、こども基本法について ・他市の条例制定状況について ・講演「自治体における「こどもの権利条例」制定の意義」 等
令和6年8月 ～令和7年1月	当事者や関係者の意見把握を実施 [方法及び対象] ・アンケート調査:小学生～17歳、未就学児及び小学生の保護者 ・ワークショップ:小学生～高校生 ・ヒアリング:専門家及び子育て関係団体等
令和6年10月 ～令和7年8月	市議会福祉環境委員会において、条例制定について協議【計13回】 [主な内容] ・条例制定への共通の思い、子どもの権利の基本理念(イメージ)の共有 ・4つの論点についての議論 ①子どもの権利を守る大人の役割と仕組み ②子どもの意見表明・社会参加 ③相談と救済 ④条例の趣旨を実行する仕組み ・条例構成案、骨子案について ・パブリックコメント意見等への対応について ・条例素案について 等
令和7年 5月～6月	条例骨子案に対するパブリックコメントを実施
5月～7月	ワークショップ・ヒアリングを実施した子どもや専門家等へのフィードバックを実施

2. パブリックコメントの実施概要

募集期間	令和7年5月13日(火)～6月12日(木)(31日間)
実施についての公表	広報ながの5月号、市ホームページ、記者発表(5月13日)、市公式LINE、ながのプラス
条例骨子案の閲覧場所、意見・提案用紙の配布窓口	こども政策課、各支所、行政資料コーナー、市ホームページ
意見・提案の提出方法	ながの電子申請サービス、郵送・FAX・メール(こども政策課)、持参(閲覧窓口)
実施の周知	市内全小中学校・高校等の児童・生徒等へのチラシ配布、市有施設へのチラシ設置、オープンハウス型説明会開催 等

3. 意見等の提出状況

意見等の提出者数		個人104人・7団体
意見等の件数		369件(個人345件・団体24件)
内訳	年齢別(個人)	18歳未満:22人、23件 18歳以上:82人、322件
	提出方法別	メール:190件 ながの電子申請サービス:111件 郵送・持参:53件 FAX:15件

4. 条例骨子案項目別の意見等の件数

骨子案の項目	件数
前文	40件
1 目的	5件
2 定義	10件
3 基本理念	28件
4～9 大人の役割全般	6件
4 市の責務	6件
5 保護者の役割	18件
6 市民の役割	1件
7 育ち学ぶ施設の役割	15件
8 地域の役割	5件
9 事業者の役割	4件

※一つの意見等に複数の項目に関する内容が含まれている場合は、主要内容に係る項目でカウントしている。

骨子案の項目	件数
10 条例を実行する具体的な取組全般	1件
(1) 意見表明	23件
(2) 子どもの居場所づくり	6件
(3) 子どもの育ちへの支援	5件
(4) 安心、安全な環境づくり	1件
(5) プライバシーの保護	2件
(6) 子育て家庭への支援	2件
(7) 虐待、いじめ、差別等への取組	9件
(8) 相談・救済	21件
11 子どもオンブズパーソン	56件
12 条例を実行するための仕組み全般	1件
(1) 国、県、関係機関等との連携	0件
(2) 子どもに関する計画の策定	6件
(3) 広報・啓発	3件
(4) 財政上の措置	1件
その他(全体に関するもの等)	94件

5. 意見等への対応内容

(1) 対応区分別の件数

区分	対応内容	件数
1	条例骨子案を修正する	80件
2	条例骨子案に盛り込まれており、修正しない	31件
3	条例骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする	51件
4	条例骨子案に盛り込まれていないが、検討の結果、修正しない	98件
5	その他(質問への回答・状況説明等)	109件
合計		369件

(2) 条例骨子案を修正した意見等の内容と市の考え方

※意見等の内容は、一部、趣旨を損なわない程度に要約している。また、趣旨が同じ意見等は代表的なものを記載している。

骨子案の 該当項目	意見等の内容	市の考え方
前文	(1)「誰もが大きな希望や夢を抱き」という表現は、自らの置かれた環境によって夢を持つことが困難な子どもを逆に追い詰めてしまうのではないかと。言葉に配慮し、一番弱い立場に置かれている人に寄り添う内容であってほしい。夢や希望があるなど関係なく、子どもがありのままに尊重されることが最も大切だと思う。(ほか3件)	「誰もが大きな」は削除します。条例の目的である「子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現」を目指し、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者が連携して取り組んでいきます。
前文	子どもの権利条例の前文にもかかわらず、子どもの権利についての言及がほとんどなく、子どもの権利とは具体的に何なのかがわからない。長野市が何を指してこの条例を制定し、子どもの権利をどのように尊重するまちとするのかを、わかりやすく伝えるためのものであるとよいと思う。(ほか2件)	前文(3)に「子どもは、生まれながらに権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記し、子どもの権利について説明することとします。
前文	(5)「冬季オリンピック・パラリンピック開催都市として人とのつながりや、多様な価値観を大切にしてきた」という一文は多様な価値観についてもう少し深掘りをしていただけると良いと思う。この文では、市民が実感をもって多様な価値観を大切にしてきた長野市の風土としてはイメージされないと感じる。(ほか12件)	冬季オリンピック・パラリンピックは、「子どもたちの参加促進」が掲げられるなど、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めたイベントであったと考えています。子どもたちのそのような経験を本市の特色にとらえ、文言を修正します。
前文	(6)の「社会全体で子どもの育ちを支え」の「育ち」を「成長」に変える。	ご意見を踏まえるとともに、こども大綱等における表記を基に、「子どもの育ち」を「子どもの成長」に修正します。

骨子案の 該当項目	意見等の内容	市の考え方
前文	(6)の「子どもを将来を担うというだけの存在ではなく」は削除の方がよい。子どもの権利が守られるのに、「将来を担う存在」であるかどうかは関係ない。(ほか3件)	「将来を担うというだけの存在ではなく」を削除して文言を整理します。
目的	「子どもにとって最も良いことは何か」との記載があるが、子どもの権利条約にある「子どもの最善の利益」という言葉を使った方が適切かと思う。他の条項にも「子どもの最善の利益」という言葉が使われている。	基本理念の表記に合わせ、目的の「子どもにとって最も良いことは何か」を「子どもの最善の利益」に修正します。
定義	(5)「地域」の定義は、団体に限る必要はないのではないか。(3)の「市民」と重なる面もあると思うが、地域全体で子どもを見守る、といったときに、「団体以外の個人＝地域の大人」が果たす役割も大きいと思う。	地域の定義については団体に限らず様々な形態が想定されるため、「団体」を「団体等」に修正します。
基本理念	「子どもに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念としておこなわなければならない」は、基本理念の項に「施策」はおかしいと思う。(ほか1件)	市、保護者、育ち学ぶ施設等、市全体で基本理念としたいものであることから、「子どもに関する施策」を「子どもに関する取組」に修正します。

骨子案の 該当項目	意見等の内容	市の考え方
基本理念	「子どもに関する施策は、このような事項を基本理念としなければならない」となっているが、他の自治体の条例では「基本理念」の部分について「子どもの大切な権利」等わかりやすい言葉で書かれている。 (1)～(4)は、子どもの権利条約の4つの原則であり「基本理念」と言えるが、(5)はその基本理念を実現する方法であり、別の項に書くべき内容だと思う。(ほか8件)	子どもに関する取組は、4つの事項を基本理念として行うこととしています。前文(3)に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる」と追記し、子どもの権利について説明を加えます。 基本理念(5)は、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者がそれぞれの役割を果たし、連携することが必要と考え、基本理念としています。「子どもへの支援」を「子どもに関する取組」と修正し、別項目として文言を整理します。
基本理念	「子どもの年齢及び成長の程度に応じて」との記載は、他の項目では「子どもの年齢及び発達 の程度に応じて」と記載されている。後者の方が腑に落ちる。	文言を整理して「年齢及び成長」を「年齢及び発達」と修正します。
保護者の 役割	「必要な協力を周囲から得ながら」とあるが、周囲から協力を得ることが難しく、孤立してしまう保護者もいると推測される。そのため、「保護者も子どもと同様に、支援を受けたり、助けを受けることができる」というような条文を追加すべきと考える。(ほか10件)	市の責務として保護者を支援していくことを明記するとともに、保護者の役割(1)で「必要な協力を周囲から得ながら」としています。 保護者が支援を受けることができることが明らかになるよう、保護者の役割(1)の「必要な協力」を「必要な支援」に修正します。

骨子案の 該当項目	意見等の内容	市の考え方
保護者の 役割	「子どもの意見を尊重し、自分を大切にする気持ちを育むとともに、子どもの成長及び発達の程度に応じ」とあるが、「自分」が「子ども」を指すのか、「保護者」を指すのかが分からない。「自分」を「子どもが自分自身」と言い変えて、文章の趣旨が分かるようにする。	文章の趣旨が分かるように、「自分を大切にする」を「子どもが自分を大切にする」に修正します。
保護者の 役割	これでは子どもの権利を保障しているとは言えないと思う。子どもを主体としたものではなく、おとなが育ててほしい子どもの姿を実現するためのものだと感じる。子どもの権利を守るために保護者が果たすべき役割を記載すべきだと思う。(ほか1件)	本条例は、子どもの権利を保障する観点で制定するもので、条例に掲げる全ての取組が、子どもの権利を保障するために行われるものです。 子どもの権利を守るために保護者、育ち学ぶ施設及び地域が果たすべき役割を明らかにするため、それぞれに「子どもの権利を保障するよう努める」旨を追加します。
育ち学ぶ 施設の役 割 地域の役 割	「子どもの権利の保障」という記載がない。子どもの権利条例における大人の役割は、子どもの権利を守るために子どもにとって最も良いことを第一に考え、子どもの意見を聴きその実現に向けて子どもに寄り添うことであり、それが明記されていないなければならないと思う。(ほか1件)	
育ち学ぶ 施設の役 割	「子どもが集団生活を通じ、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう」とあるが、「集団生活」を経験しなければ社会性は身につかない、ということはないと考える。様々な事情から、集団生活を送れない子どももいるし、タブレット端末での学習をはじめ、個別に学ぶ機会も増えている。	「集団生活を通じ」を「集団生活等を通じ」に修正します。

骨子案の 該当項目	意見等の内容	市の考え方
意見表明	子どもの権利として保障されるべきは意見表明だけでなく「意見を表明し、参加・参画する権利」であり、自分の意見を表明して自分に関わることに参加・参画できることと、意見や思いを様々な方法で表すことができること、大人は子どもの年齢や成長に応じてふさわしい配慮をし、子どもの意見を受け止めるように努めることを盛り込むべきと思う。(ほか1件)	意見表明③において、「子どもの意見を聴く機会の確保、意見等の反映又は参加に努めるものとする」としており、子どもの参加・参画も大切であると考えます。「意見表明」を「意見表明及び参加」に修正します。
意見表明	②「子どもは、自分の意見等の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けないものとする」とあるが、まずは「表明したことによる不利益を受けない」を保障して、そのあとで「意見等の表明を強要しない」ということを明記すべきでは。骨子案原案だと、子どもには意見表明を遠慮してほしい、というニュアンスが読み取れてしまう。(ほか3件)	「自分の意見等の表明を強要されず」という文言は、「子どもには意見を自由に表明できる権利がある」という趣旨ですが、ご意見のようなニュアンスも読み取れると考えます。自由に意見を表明できることは、意見表明①に包含されていますので、「自分の意見等の表明を強要されず」を削除します。
意見表明	④「市、育ち学ぶ施設及び地域は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めるものとする」に、保護者を入れて頂きたい。	保護者も子どもの意見等を代弁することは大切なことであると考えます。保護者を追加し、「市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域は」とします。

骨子案の 該当項目	意見等の内容	市の考え方
相談・救済 子どもオ ンブズ パーソン	「相談・救済」の項に「子どもオンブズパーソン」が入るのではないかと。相談・救済するところは中立・独立とした第三者機関でなければならないことと、相談と救済は別々ではなく同じところで行うことが大切だと思う。なぜなら問題解決に時間がかかっては、大切な子ども期をずっとつらい思いのまま過ごすことになり、相談した意味がなくなってしまうからである。(ほか6件)	条例を実行する具体的な取組の「相談・救済」は、子どもオンブズパーソンの取組に限るものではなく、市や保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域等の取組や連携が含まれていますが、子どもオンブズパーソンによる権利の侵害からの救済のための活動を一体化して分かりやすくするため、骨子案を修正した条例(案)においては、新たに「相談及び救済」の章を設け、「相談・救済」と「子どもオンブズパーソン」を同章に位置付けることとします。その上で、「相談・救済」は文言を整理し、「相談等」と変更します。
相談・救済	②「子どもから受けた相談の内容について、慎重に取り扱うよう努めるものとする」では、子どもは安心して相談することができないと思う。相談内容を誰に伝えてよいのか、よくないのか、どのような支援を受けるのか、決めるのは子ども自身であることがわかるように書いていただきたい。(ほか7件)	「子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱うよう努めるものとする」を、「秘密を守り、子どもの意思を尊重するものとする」に修正します。
子どもに 関する計 画の策定	①「市町村こども計画」とあるが、「長野市こども計画」と呼称する方がより適当である。	「市町村こども計画」を「こども計画」に修正します。
子どもに 関する計 画の策定	②「市は、市町村こども計画を定める場合は」とあるが、作成は市の義務であり、定めない場合はないのでそぐわない表現である。	「こども計画を定める場合は」を「こども計画を定める際は」に修正します。

※このほかのご意見等の内容と市の考え方は、別紙一覧表のとおり。

6. 市議会福祉環境委員会の協議における条例骨子案の修正

骨子案の 該当項目	意見等の内容	市の考え方
相談・救済	相談・救済の中に、主体となる子どもたち自身が自ら相談できることを明記した方が良いのではないかと。	子どもが大人に対して相談できることを子ども目線で書かれていることが大切であると考え、新たに、「子どもは、悩んでいること、困っていること等を相談し、支援を受けることができる。」を追加します。

7. 条例(案)の概要

パブリックコメントの意見等及び市議会福祉環境委員会における協議を踏まえ条例骨子案を修正するとともに、庁内の所要の手続きにより文言整理を行い、条例(案)とする。

条例(案)の構成

前文

長野市の子どもの権利や条例制定への思い

第1章 総則

目的

子どもが将来にわたって夢や希望を持てる
まちの実現

定義

子ども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、
地域団体等、事業者

基本理念

子どもの最善の利益

子どもの意見の尊重

差別の禁止

生命・生存および発達に対する権利

市、保護者、市民等、
育ち学ぶ施設、地域団体等、
事業者の連携

第2章 責務及び役割

市

保護者

市民等

育ち学ぶ
施設

地域
団体等

事業者

第3章 基本的な取組

意見表明及び参加

子どもの居場所づくり

子どもの育ちへの支援

安心・安全な環境づくり

プライバシーの保護

子育て家庭への支援

虐待、いじめ、差別等への取組

第4章 相談及び救済

相談等

子どもオンブズ
パーソンの設置

オンブズパーソンの
職務

オンブズパーソンの
職務の執行

オンブズパーソンへの
相談等

オンブズパーソンの
勧告等の尊重

見守り等の支援

公表

第5章 施策の推進

国、県、関係機関等との連携

子どもに関する計画の策定

広報及び啓発

財政上の措置

第6章 雑則

委任

附則